

輸出管理法に基づく行政処罰事例を 踏まえた実務上の留意点

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2022年6月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートは、北京市環球法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

2020年12月1日の「中華人民共和国輸出管理法」(以下、「輸出管理法」)¹施行から2022年6月21日までに、関連機関により「輸出管理法」に基づく行政処罰が7件実施されました。本稿では、日系企業における輸出管理コンプライアンス構築における参考とするため、これらの行政処罰の事例を紹介・分析します。

1. 各処罰事例の概要

被処罰企業	所在地域	処罰日	処罰事由	過料金額 (万元)	根拠
A社	山東省 日照市	2021-10-21	許可を得ることなくみだりに管理品目を輸出しようとした：輸出申告では貨物を煨焼石油コークス (Calcined Petroleum Coke) としていたが、実際に輸出しようとした貨物は人造黒鉛だった。	3.5	「輸出管理法」第34条、「中華人民共和国行政処罰法」第32条
B社	四川省 眉山市	2021-09-16	許可を得ることなくみだりに管理品目を輸出した：輸出申告では貨物を黒鉛化石油コークス (Graphite Petroleum Coke) としていたが、実際に輸出した貨物は人造黒鉛だった。	11	
C社	河北省 石家庄市	2021-12-15	許可を得ることなくみだりに軍需品目を輸出しようとした：輸出申告では貨物をリュックサック、男性用ベスト、ツールキットとしていたが、実際に輸出した貨物は迷彩柄のリュックサック、男性用ベスト、ツールキットだった。	7	
D社	山東省 棗庄市	2021-12-20	許可を得ることなくみだりに管理品目を輸出しようとした：輸出申告では貨物を煨焼石油コークスとしていたが、実際に輸出した貨物は人造黒鉛だった。	1.1	
E社	江蘇省	2021-12-24	許可を得ることなくみだりに管理品目を輸出しようとした：輸出申告では貨物を煨焼石油コークスと	3.6	

¹ 「輸出管理法」の詳細は、「[輸出管理法の概要](#)」を参照。このほか、中国および米国の経済安全保障法制に関する動向や、[政策解説記事](#)は、ジェトロウェブサイト「[特集：新たな局面を迎える安全保障貿易管理](#)」を参照。

	南京市		していたが、実際に輸出した貨物は人造黒鉛だった。		
F 社	河南省 洛陽市	2021-12-24	許可を得ることなくみだりに管理品目を輸出しようとした：輸出申告では貨物を黒鉛化石油コークスとされていたが、実際に輸出した貨物は人造黒鉛だった。被処罰者は通関業者に通関業務を委託していた。	2.6	
G 社	上海市	2021-12-24	許可を得ることなくみだりに管理品目を輸出しようとした：輸出申告では貨物を煨焼石油コークスとされていたが、実際に輸出した貨物は人造黒鉛だった。	1	

2.分析

1.の表で示した7件の処罰事例からは、次のことが分かります。

(1) 処罰機関

7件の事例では、いずれも輸出通関時に税関が違法行為を発見しており、そのため税関が処罰を決定、実施しています。

「輸出管理法」などの関連規定によれば、税関のほか、商務部、工業情報化部、国防科技工業局などの機関も、輸出管理に係る違法行為に対する処罰権を有しています。また、技術輸出に係る違法行為や、再輸出に係る違法行為等については、商務部などの機関が主に調査・処罰の責任を負うとされています。

(2) 処罰事由

7件の事例では、いずれも処罰事由が「許可を得ることなくみだりに管理品目（または軍需品目）を輸出した」とされています。軍需品目に関する1件を除き、他の6件の事例ではいずれも人造黒鉛の違法輸出が行われており、それらは輸出申告においては煨焼石油コークスまたは黒鉛化石油コークスと申告されています。

処罰決定書においては、被処罰者らが規制を逃れるために貨物の偽装や虚偽申告を行ったか否かについては記載がありません。処罰結果から見れば、被処罰者らは単に、輸出貨物の分類を正確に行うことができず、管理品目と知らないまま輸出をしようとしただけである可能性も排除できません。

この点は、輸出管理コンプライアンス体制を構築して、輸出しようとする貨物を正確に分類したうえで、法に基づき必要な輸出許可証を取得することの重要性を示しています。

(3) 過料金額

7件の事例のいずれにおいても、税関は「輸出管理法」第34条に基づき処罰の決定を行っています。「輸出管理法」第34条に基づく過料の下限額は50万元、上限額は違法経営額の10倍の金額とされています。他方で、7件の処罰事例のうち、科された過料額が最低の事例では1万元（約20万円、1元＝約20円）、最高の事例でも11万元で、7件すべてにおいて法定の下限額を下回っています。

これは、各事例の処罰決定書に記載されているとおり、7件全てにおいて「行政処罰法」第32条に基づき処罰が減輕されたことによります。ただし、各事例の処罰決定書からは、どのような理由により被処罰者らに対する処罰が減輕されたのかを読み取ることはできません。「輸出管理法」の施行からまだ日が浅いため、初回の違反行為については、重大な結果をもたらすようなものでない限り、税関は処罰を減輕する、または軽きに従い処罰を行う傾向にある可能性があります。

また、「輸出管理法」第34条に基づき処罰を行う場合、違法所得を没収するとされていますが、7件の処罰事例においてはいずれも違法所得は没収されていません。その理由についても、各事例の処罰決定書から読み取ることはできません。

(4) 被処罰者

7件の処罰事例における被処罰者は、事業の詳細が不明な1社を除き、いずれも貿易会社です。製造業を営む企業と比べ、輸出入を主要事業とする貿易会社は、多種多様な製品を取扱うため、より大きな輸出管理コンプライアンスリスクに直面することになります。他方で、貿易会社の多くは中小企業であるため、コンプライアンス体制の整備のために投入できるリソースには限りがあります。

したがって、貿易会社は、リスク評価を行ったうえで、経済的・効率的なコンプライアンス体制を構築することが必要となります。また、貿易会社に製品を販売している企業においても、売買契約に輸出管理コンプライアンスに関する条項を盛り込む、貿易会社に輸出管理コンプライアンスに関する誓約書を発行させるといった対応が必要となります。

3. コンプライアンス上の教訓

「輸出管理法」では厳しい罰則が設けられているため、輸出に携わる企業は、可能な限り早期に輸出管理コンプライアンス体制を構築・整備し、輸出管理に係る違法行為の発生を防ぐことが重要です。また、現在までに発生した、または今後発生しうる輸出管理に係る違法行為を適切に処理する必要があります。

まず、商務部が2021年4月に公表した「両用品目の輸出管理に関する内部コンプライアンスガイドライン」¹に従い、ポリシー・表明の策定、組織構造の構築、全面的リスク評価、審査手続きの構築、緊急対応措置の制定、教育研修の実施、コンプライアンス監査制度の整備、ファイル・資料の保管、管理マニュアルの作成の9つの面において、輸出管理コンプラ

¹ 詳細は、「[輸出管理内部コンプラ体制の構築に関する指導意見の概要](#)」「[実務上のポイント](#)」および「[輸出管理内部コンプライアンス体制の構築に関する実務動向](#)」を参照。

イアンス体制の構築・整備を進めることが必要となります。

万全な輸出管制コンプライアンス体制を構築することは、「輸出管理法」第 14 条に定める包括許可の取得などに有利に働き、輸出管理に係る違法行為の発生を防止できるほか、万一違法行為が発生した場合でも、処罰の軽減または免除を勝ち取る可能性にも繋がります。「行政処罰法」第 33 条第 2 項では「当事者が主観的過誤のないことを示すに足る証拠を有する場合、行政処罰を実施しない」とされているため、万全な輸出管制コンプライアンス体制を構築することで、行政処罰を免れることができる可能性があります。

次に、輸出しようとする貨物、技術、ソフトウェアを正確に分類し、管理品目に該当するか否かを正確に判断できるようにする必要があります。そのためには、コンプライアンス部門と研究開発部門、調達部門などが共同で、関連規定を参照しながら分類・管理品目への該当性の判断を行い、かつその結果を絶えず更新することが必要となります。自ら分類・判断を行うことが困難な場合は、外部の専門機関を起用して意見を求めたり、国家輸出管制管理機関（商務部産業安全輸出入管制局管制許可処）に問い合わせたりすることが考えられます。そのうえで、分類・判断に関する資料を適切に保管し、自らの分類・判断に過誤がなかったことを証明できるようにしておくことが望ましいでしょう。

最後に、自社において輸出管理に係る違法行為が発生した場合、是正措置の実施、違法行為のもたらす危害の除去、自主報告、調査への協力などを通じて、行処罰の軽減または免除を図ることが重要です。「行政処罰法」第 32 条、第 33 条では、この点に関し明確な定めが設けられています。また、「行政処罰法」第 36 条では、行政処罰の時効は 2 年（公民の生命・健康の安全、金融の安全に関わり、かつ危害をもたらす結果となったものは 5 年）とされているため、時効が成立していない過去の輸出管理に係る違法行為についても、自主報告、調査への協力などを通じて処罰の軽減を図るか否かを考慮する必要があります。

北京市環球法律事務所

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20220019>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp